

議案第 53 号

飯能都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例（案）

飯能都市計画事業土地区画整理事業施行規程（昭和 60 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表飯能都市計画事業双柳南部土地区画整理事業の項中「字巽原及び」を削り、「字六道」の次に「、字巽原」を加える。

附 則

この条例は、飯能都市計画事業双柳南部土地区画整理事業に係る次の事業計画変更の公告の日から施行する。

令和元年 6 月 7 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能都市計画事業土地区画整理事業施行規程新旧対照表

改正後		改正前	
(事業の名称等)		(事業の名称等)	
第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。		第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。	
事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称	事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称
省略		省略	
飯能都市計画事業双柳南部土地区画整理事業	飯能市大字新光の一部 飯能市大字双柳字大原の全部並びに字下宿、字六道、 <u>字巽原</u> 及び字東原の各一部 飯能市大字岩沢字清水ノ上、字滝ノ上及び字三ヶ谷戸の各一部	飯能都市計画事業双柳南部土地区画整理事業	飯能市大字新光の一部 飯能市大字双柳字 <u>巽原</u> 及び字大原の全部並びに字下宿、字六道及び字東原の各一部 飯能市大字岩沢字清水ノ上、字滝ノ上及び字三ヶ谷戸の各一部
省略		省略	